

# 岡崎市美術品等収集委員会要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市美術博物館、岡崎地域文化広場、岡崎市美術館、三河武士のやかた家康館又は岡崎城で収蔵しようとする人文系博物資料を除く美術品等（以下「美術品等」という。）の収集に関する事務を適正かつ円滑に行うために設置する岡崎市美術品等収集委員会（以下「収集委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 収集委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 購入しようとする美術品等の選定及び評価に関すること。
- (2) 寄附又は寄託に係る美術品等の受入れに関すること。
- (3) 美術品等の処分に関すること。

(委員長)

第3条 収集委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 収集委員会は、委員長が招集する。

- 2 収集委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 収集委員会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聞くことができる。

(評価員)

第5条 収集委員会は、美術品等の評価に関し、必要があると認めるときは、市長に対し、評価員の評価を要請することができる。評価員は、その都度、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから、3人以内を市長が依頼する。

- (1) 当該美術品等に関して、専門的知識を有すること。
- (2) 人格が高潔であり、かつ、公正な判断ができること。
- (3) 当該美術品等と利害関係を有しないこと。

(庶務)

第6条 収集委員会の庶務は、美術博物館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、収集委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市美術品等収集委員会設置要綱の廃止)

2 岡崎市美術品等収集委員会設置要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。